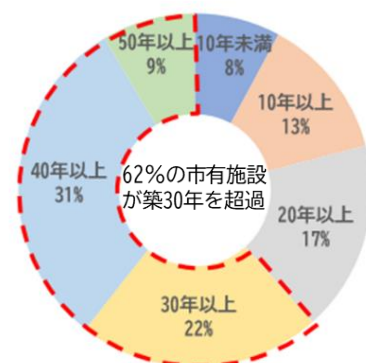


# 大分市公共施設使用料等算定基準(案)の概要

## 1. 本市の課題と基準策定の目的

本市の公共施設の多くが整備後30年以上経過しており、施設の老朽化が進行しています。今後は、施設の維持補修も含めた管理運営経費の増加が想定されることから、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、施設分類ごとの受益者負担割合や統一的な基準に基づいた算定根拠や定期的な見直しに関する考え方を、施設使用料等の見直しを行います。



## 2. 基本方針

### ①受益者負担の原則

施設利用者と利用しない人の公平性を確保するため、施設利用の対価として受益者（施設利用者）に応分の負担を求めます。

### ②使用料等算定方法の明確化

施設維持コストを明らかにし、算定方法を明確にして透明性を確保します。

### ③定期的な使用料等の見直し

適正な受益者負担を維持するため、定期的な料金見直しを実施。ただし、社会経済情勢の変化や、施設の運営方法の変更がある場合などは、周期を待たずに適宜見直しを実施します。

## 3. 対象施設

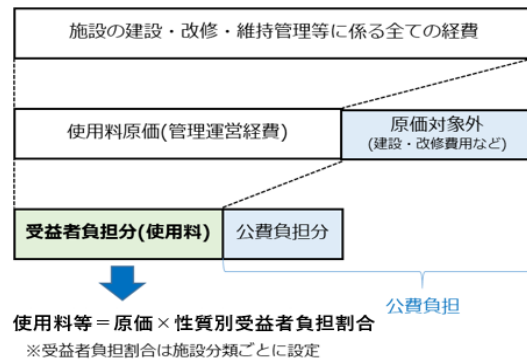
大分類	中分類	対象施設
公民館 ホール施設	地区公民館	13地区公民館
	文化施設	ホルトホール大分、コンパルホール、能楽堂、宇曾山荘
社会教育施設	美術館等	美術館、アートプラザ、チャイルドハウス
	資料館等	歴史資料館、海部古墳資料館、埋蔵文化財保存活用センター
	その他	関崎海星館、のつはる少年自然の家、のつはる西部の楽校、河原内陶芸楽習館
教育施設	学校	体育館、運動場等
スポーツ レクリエーション 施設	スポーツ施設	陸上競技場、運動公園、体育館、野球場、球技場、運動場、テニスコート、プール、トレーニング施設
	レクリエーション施設	キャンプ場
保健・福祉施設	保健施設	丹生温泉
	福祉施設	ホルトホール大分(ウォーキングプール、福祉交流ひろば、トレーニングルーム、ヘルスアップルーム、キッチンスタジオ)
産業・観光施設	産業施設	ホルトホール大分(産業活性化プラザ)
	観光施設	高崎山自然動物園
行政施設	庁舎等	鶴崎市民行政センター、穂田市民行政センター、野津原市民センター
その他施設	その他施設	葬斎場、大分いこいの道、祝祭の広場、大分駅前広場、駐車場 線路敷ボードウォーク広場、六坊グリーンウォーク広場

## 4. 使用料等の算定方法

$$\text{使用料等} = \text{原価} \times \text{性質別受益者負担割合}$$

### ★使用料等算定の考え方

「管理運営経費」を受益者に負担を求める使用料等の原価とし、施設の設置目的や行政サービスに応じて設定した「受益者負担割合」を乗じて行います。



### ★使用料等の原価

使用料等の原価に含む主な項目は、施設の管理運営に要する「人件費」「物件費」とします。

公共施設は市民全体の財産であり、設置目的に合致すれば誰でも利用できることから、建設費、大規模改修経費や土地取得経費など資本形成に起因する経費は原価の対象外とします。

## 5. 受益者負担割合の設定

公共施設には、市民生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、特定の市民が利益を享受し民間に類似施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、施設の種類ごとに「収益可能性」と「公的関与の必要性」との基準により受益者負担割合を設定します。

### ★公的関与の必要性

施設の性格に対して行政がどこまで関与する必要があるかの度合いを示すもの

### ★収益可能性

施設類型ごとに施設使用料等収入額と支出の実績額をもとに収益率を算出し、将来の収益可能性を示すもの

		A I (50~75%程度)	A II (75~100%程度)	A III (100%)
収益可能性 ↑高い ↓低い	A	葬斎場(待合室)	観光施設 文化施設 スポーツ施設 保健施設(温泉施設) その他施設(集客広場)	葬斎場(式場・控室) その他施設(駐車場)
	B	葬斎場(火葬場) 地区公民館	社会教育施設 産業施設(産業活性化プラザ) 学校施設	
	C	庁舎等(市民行政センター、市民センター) 福祉施設 葬斎場(霊安室)	美術館等 資料館等 その他施設(その他広場)	
		I	II	III
		高い←	公的関与の可能性	→低い